

## 一般社団法人日本循環器学会中国支部 ダイバーシティ推進委員会内規

### (総則)

第1条 この内規は、一般社団法人日本循環器学会中国支部にダイバーシティ推進委員会（以下「本委員会」という。）を運用するために必要な事項を規定する。

### (目的)

第2条 本委員会は、循環器内科学分野における男女並びに多種多様な人材の共同参画の推進を図り、その視点にたった教育・研究・就業体制を確立するため、中国支部におけるダイバーシティ推進セッションの開催の企画・立案・実施に当たることを目的とする。

### (組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

### (委員)

第4条 委員長は役員会の議を経て、支部長が委嘱する。

1. 委員は委員長が推薦し、支部長が委嘱する。
2. 任期は2年とし、再任は妨げない。ただし各大学の事情により変更は可能とする。
3. 委員長、委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

### (委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

1. 委員会の審議事項は役員会に報告し、承認を得なければならない。
2. 本委員会は第2条の目的を達成するために、合同地方会および中国地方会にて会を執り行うこととする。
3. 委員会開催の都度、議事録を作成し、支部事務局に提出する。
4. 本委員会の審議事項は、役員会に報告し、承認を得なければならない。

### (活動内容)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために活動する。

1. 中国四国合同地方会、中国地方会でのダイバーシティ推進セッションを企画立案・実施をする。
2. 地方会の時に開催される役員会に委員長が出席する。  
委員長の出席がかなわない場合は代理を立てることができる。
3. 役員会において活動内容を報告する。
4. セッション開催企画案・開催報告書を事務局に提出する。
5. 国内外の関連学会・団体等との情報交換および連携を行う。

### (支部貢献)

第7条 本委員会は支部に貢献していることを認め、FJCS 審査に際し評価点を付与する。

(予算)

第8条 委員長は、地方会にて開催するダイバーシティ推進セッションについて業務計画を立て、その遂行に必要な予算について企業と共催してもよい。企業にて負担が難しい場合は中国支部から清算する。補助金は、経費内訳及び証憑書類の提出を持って交付するものとする。

1. ダイバーシティ推進セッションの招請者への待遇として、演者への謝金額は地方会運営要領(会計)の項に準ずるものとし、地方会当日、本人へ運営企画会社より振込対応する。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、役員会において審議し、承認を得なければならない。

附則 この内規は、2021年6月8日から施行する。